

税務課

固 町民税係(114)

身体障がい者などの軽自動車税の 減免申請手続きについて

申請できる 期限	<p>令和8年度の納税通知書が届き次第、 令和8年6月1日(月)まで(期日厳守)</p> <p>※申請期限後の受付はできませんので十分ご注意の上、早めの申請をお願いいたします。 また、一度減免が決定された方は申請の必要はありません。ただし、乗換えや名義変更などがあった場合は、再度申請が必要です。</p>	
受付場所	<p>大崎町役場 税務課 町民税係</p>	
減免対象の 範囲	<p>身体障がい者など本人名義(知的障がい者の方、精神障がい者の方、年齢18歳未満の身体障がい者の方は生計を一にする者の名義でもよい。)の軽自動車などであって、<u>身体障がい者本人</u>や、<u>身体障がい者</u>などの通院・通学・通所・生業のために当該<u>身体障がい者</u>などと生計を一にする方が運転する車。または、単身で生活する<u>身体障がい者</u>などを常時介護する方が運転する車であること。</p> <p>※障がいの程度によっては減免ができない場合がありますので、あらかじめご相談ください。</p>	
減免申請に 必要な書類等	本人運転の場合	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>納税通知書</u> または <u>納付書</u> (2) <u>運転免許証</u> または <u>マイナ免許証</u> (本人のもの、介添え運転の場合は介添え者のもの) (3) <u>身体障害者手帳</u>、<u>戦傷病者手帳</u>、<u>療育手帳</u>、<u>精神障害者保健福祉手帳</u>のいずれか (4) <u>車両検査証</u>
	生計同一者運転の場合 様式は税務課にて備え付けてあります。	<p>上記(1)~(4)までの書類に加え、以下のものがが必要です。事前に準備してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (5) 通院の場合……<u>通院証明書(病院発行)</u> 通学の場合……<u>通学証明書(学校発行)</u> 通所の場合……<u>通所証明書(施設発行)</u> 生業の場合……<u>通勤証明書(事業所発行)</u>
	常時介護者運転の場合	<ol style="list-style-type: none"> (1)~(5)までの書類に加え、以下のものがが必要です。 (6) <u>自動車運行計画書</u>(週3日以上)の通院など) (7) <u>誓約書</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・減免される車は<u>一人一台</u>に限られていますので、自動車税(普通車)を減免される人は、軽自動車税の減免は受けられません。 ・各種様式(通院、通学、通所、生業、運行計画書、誓約書)は税務課にございます。 ・「身体障がい者などと生計を一にする者」とは、身体障がい者と日常生活の家計を共通にし、扶養しているなど、共同の生活を営んでいる者のことをいう。 ・「身体障がい者などを常時介護する者」とは、当該身体障がい者などが所有する自動車を継続的(少なくとも1年以上の間)かつ日常的に(少なくとも週3日程度以上)当該身体障がい者のために運転している(又はする見込みのある)者のことをいう。 	

■ご不明な点がございましたら税務課 町民税係へお問い合わせください。